



山形県公報

平成17年10月11日 (火)

号 外 (52)

目 次

条 例

- 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の合併に伴う
山形県議会の議員の選挙区の特例に関する条例…………… (議 会) … 4
- 山形県情報公開条例の一部を改正する条例…………… (改革推進課) …同
- 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人 事 課) …同
- 県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例…………… (職員厚生課) … 5
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 6
- 山形県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例…………… (生活安全調整課) … 9
- 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術
の利用に関する条例…………… (情報企画課) …同
- 山形県国民健康保険調整交付金交付条例…………… (長寿社会課) …11
- 山形県空港管理条例の一部を改正する条例…………… (交通基盤課) …12
- 蔵王坊平トレーニングセンター条例を廃止する条例…………… (教 育 庁) …同

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の合併に伴う山形県議会の議員の選挙区の特例に関する条例 (県条例第92号) (議会)
 - 1 酒田市の設置に伴う酒田市及び飽海郡の区域に係る選挙区については、平成17年11月1日に在任している山形県議会の議員の任期が終わる日までの間は、なお従前の選挙区によることとした。
 - 2 この条例は、平成17年11月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県情報公開条例の一部を改正する条例 (県条例第93号) (改革推進課)
指定管理者の情報公開について規定することとした。
- ◇ 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第94号) (人事課)
 - 1 職員の勤務時間に関する条例の一部改正
 - (1) 職員の勤務時間について、任命権者が割振りを行うこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第2条第4項関係)
 - (2) 休憩時間と休息時間を明確にすることとした。(改正条例第1条の規定による改正後の第3条第2項関係)
 - (3) その他規定の整備を行うこととした。
 - 2 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
休憩時間と休息時間を明確にすることとした。(改正条例第2条の規定による改正後の第5条第1項関係)
 - 3 その他

- (1) この条例は、平成17年11月1日から施行することとした。
- (2) 関係条例の規定の整備を行うこととした。（改正条例附則第2項～第4項関係）
- ◇ 県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第95号）（職員厚生課）
日本道路公団等民営化関係法施行法の制定等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第96号）（財政課）
- 1 建築基準法の規定に基づく全体計画の認定の申請及び全体計画の変更の認定の申請に対する審査の事務につき手数料を徴収することとするとともに、全体計画の認定を受けない建築物及び全体計画の認定又は全体計画の変更の認定を受けた建築物に係る建築物の確認の申請に対する審査の手数料の額を定めることとした。（第2条第1項第349号、第349号の2、第384号の2及び第384号の3関係）
 - 2 警備業法の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習の事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第468号の2関係）
 - 3 警備業法の規定に基づく合格証明書の交付を受けようとする者等から手数料を徴収することとした。（第2条第2項第15号～第18号関係）
 - 4 警備業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、警備業認定証再交付手数料等の額を改定することとした。（第2条第1項第462号～第472号及び第2項第14号関係）
 - 5 この条例は、平成17年11月21日から施行することとした。ただし、1の改正は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 山形県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（県条例第97号）（生活安全調整課）
交通安全対策基本法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（県条例第98号）（情報企画課）
- 1 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする事とした。（第1条関係）
 - 2 この条例における主な用語の意義を定めることとした。（第2条関係）
 - 3 電磁的記録による保存
 - (1) 民間事業者等は、保存のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとした。（第3条第1項関係）
 - (2) (1)により行われた保存については、書面により行わなければならないとした保存に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等を適用することとした。（第3条第2項関係）
 - 4 電磁的記録による作成
 - (1) 民間事業者等は、作成のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができることとした。（第4条第1項関係）
 - (2) (1)により行われた作成については、書面により行わなければならないとした作成に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等を適用することとした。（第4条第2項関係）
 - 5 電磁的記録による縦覧等

- (1) 民間事業者等は、縦覧等のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができることとした。（第5条第1項関係）
- (2) (1)により行われた縦覧等については、書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等を適用することとした。（第5条第2項関係）
- 6 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合には、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることとした。（第6条関係）
- 7 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正
特定非営利活動促進法第44条の3に掲げる規定に基づく備置き、作成及び閲覧は、電磁的記録により行うことができることとした。（附則第2項の規定による改正後の第6条関係）
- ◇ 山形県国民健康保険調整交付金交付条例（県条例第99号）（長寿社会課）
- 1 この条例は、山形県国民健康保険調整交付金（国民健康保険法（以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づく都道府県調整交付金をいう。）の交付に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 山形県国民健康保険調整交付金は、1号交付金及び2号交付金とすることとした。（第2条第1項関係）
- 3 1号交付金は、次に掲げる額の合算額に応じ、知事が別に定めるところにより各市町村に対して交付することとした。（第2条第2項関係）
- (1) 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額
- (2) 介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額
- 4 2号交付金は、次のいずれかに該当する市町村に対して、知事が別に定めるところにより交付することとした。（第2条第3項関係）
- (1) 国民健康保険の運営の改善に資する事業を実施する場合
- (2) 国民健康保険の運営が改善したと認められる場合
- (3) 国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情があると認められる場合
- 5 1号交付金及び2号交付金の総額は、それぞれ法第72条の2第2項に規定する額の7分の6及び7分の1に相当する額とすることとした。（第2条第4項及び第5項関係）
- 6 1号交付金の総額が、3により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、2号交付金の総額に加算し、3により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、2号交付金の総額を減額してこれに充てることとした。（第2条第6項関係）
- 7 その他所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項関係）
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第100号）（交通基盤課）
航空法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 蔵王坊平トレーニングセンター条例を廃止する条例（県条例第101号）（教育庁）
- 1 蔵王坊平トレーニングセンターを廃止することとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

条 例

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の合併に伴う山形県議会の議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第92号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の合併に伴う山形県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を置くことに伴う酒田市及び飽海郡の区域に係る選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第15条第1項の規定により、平成17年11月1日に在任する山形県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

山形県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第93号

山形県情報公開条例の一部を改正する条例

山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の情報公開）

第23条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の当該管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第94号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「昭和25年12月法律第261号地方公務員法（」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。」に、「基き」を「基づき」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中第5項を削り、第4項を第5項とし、同条第3項中「人事委員会は、前2項の勤務時

間について」を「前3項の勤務時間は」に、「その開始及び終了の時刻を定める」を「任命権者がその割振りを行う」に改め、同項ただし書中「職員」を「職員及び前項の職員」に、「並びに前2項の」を「及び」に、「開始及び終了の時刻」を「割振り」に、「定めるものとする」を「別に定めることができる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 職務の性質により第1項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるものとする。

第2条第6項中「前3項」を「前2項」に、「第3項若しくは前項後段」を「第4項」に、「第3項本文」を「同項本文」に改める。

第3条第2項ただし書を削る。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、助手及び副手」を「及び助手」に改める。

第5条第1項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

2 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第2条第3項、第5項後段」を「第2条第4項」に改める。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

3 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第2条第3項ただし書、第5項後段」を「第2条第4項ただし書」に、「第2条第3項若しくは第5項後段」を「第2条第4項」に改める。

第16条第3項第1号ただし書中「第2条第3項若しくは第5項後段」を「第2条第4項」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「職員勤務時間条例第2条第3項」を「人事委員会規則で定める時間帯について職員勤務時間条例第2条第4項」に改め、「人事委員会が定める」を削り、「の開始及び終了の時刻を当該勤務時間の開始及び終了の時刻」を「を割り振られたもの」に改め、同条第5項中「第5項」を「第4項」に改める。

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第95号

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例

県吏員の恩給等に関する条例（昭和27年3月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「日本道路公団、森林開発公団」を「旧日本道路公団、旧森林開発公団」に、「労働福祉事業団及び雇用促進事業団」を「旧労働福祉事業団及び旧雇用促進事業団」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第96号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第349号中「建築物の確認」を「建築物（同法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定又は同条第3項の規定による全体計画の変更の認定を受けた建築物を除く。）の確認」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(349)の2 建築基準法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定を受け、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を徴する。ただし、同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査料

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,500円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	9,500円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	24,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	70,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	120,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	230,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を増築し、又は改築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該増築又は改築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

第2条第1項第384号の次に次の2号を加える。

(384)の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査 全体計画認定申請手数料 次を表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	5,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	9,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	14,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	19,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	34,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	48,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	140,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	240,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	460,000円
備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。	
(1) 建築物を増築し、又は改築する場合 当該増築又は改築に係る部分の床面積	
(2) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1	

(384)の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 全体計画変更認定申請手数料 次を表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	5,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	9,000円

床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	14,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	19,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	34,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	48,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	140,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	240,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	460,000円
備考 床面積の合計は、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分の床面積の2分の1（増築又は改築をする場合で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。	

第2条第1項第462号中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同項第463号中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第464号中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同項第465号中「第11条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同項第466号中「第11条の3第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に、「37,000円」を「講習1時間につき1,200円」に改め、同項第467号中「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同項第468号中「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(468)の2 警備業法第22条第8項の規定に基づく警 現任警備員指導教育責 5,000円
 備員の指導及び教育に関する講習 任者講習手数料

第2条第1項第469号中「第11条の6第2項」を「第42条第2項」に改め、同項第470号中「第11条の6第2項第1号」を「第42条第2項第1号」に改め、同項第471号中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同項第472号中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800円」に改める。

第2条第2項第14号中「第11条の2の」を「第23条第1項の規定による」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	金額
イ 警備業法施行令（昭和57年政令第308号）第3条の表第1号に規定する検定	16,000円
ロ 警備業法施行令第3条の表第2号に規定する検定	14,000円
ハ 警備業法施行令第3条の表第3号に規定する検定	13,000円

ニ 警備業法施行令第3条の表第4号に規定する検定	16,000円
--------------------------	---------

第2条第2項に次の4号を加える。

- (15) 警備業法第23条第4項の規定による合格証明書 合格証明書交付手数料 10,000円
書の交付を受けようとする者
- (16) 警備業法第23条第5項において準用する同法 合格証明書書換え手数 2,200円
第22条第5項の規定による合格証明書の書換えを 料
受けようとする者
- (17) 警備業法第23条第5項において準用する同法 合格証明書再交付手数 2,000円
第22条第6項の規定による合格証明書の再交付を 料
受けようとする者
- (18) 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法 警備員審査手数料 4,700円
律第50号）附則第5条の規定による審査を受けよ
うとする者

別表中「警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料」を「警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、現任警備員指導教育責任者講習手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。ただし、第2条第1項第349号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定及び同項第384号の次に2号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

山形県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第97号

山形県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

山形県交通安全対策会議条例（昭和45年10月県条例第46号）の一部を次のように改正する。
第3条第4項中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第98号

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないもの

とされている民間事業者その他の者をいう。

- (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 書面 書面、書類、文書、帳簿、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、備え、備え置き、又は備え付けることをいう。
- (6) 作成 民間事業者等が書面若しくは電磁的記録を作成し、若しくは調製し、又は書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録することをいう。
- (7) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記載されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (8) 保存等 保存、作成又は縦覧等をいう。

（電磁的記録による保存）

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（規則の制定改廃に伴う経過措置）

第6条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合には、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

- 2 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。
（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）
第6条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項の主務省令で定める保存、第4条第1項の主務省令で定める作成及び第5条第1項の主務省令で定める縦覧等は、それぞれ法第44条の3に掲げる規定に基づく備置き、作成及び閲覧とする。
- 2 特定非営利活動法人が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、電磁的記録の保存、作成及び縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

山形県国民健康保険調整交付金交付条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第99号

山形県国民健康保険調整交付金交付条例

（趣旨）

第1条 この条例は、山形県国民健康保険調整交付金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づく都道府県調整交付金をいう。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（山形県国民健康保険調整交付金の交付等）

第2条 山形県国民健康保険調整交付金は、1号交付金及び2号交付金とする。

2 1号交付金は、各市町村における次に掲げる額の合算額に応じ、知事が別に定めるところにより各市町村に対して交付する。

(1) 一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。）に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用の額

3 2号交付金は、次の各号のいずれかに該当する市町村に対して、知事が別に定めるところにより交付する。

(1) 国民健康保険の運営の改善に資する事業を実施する場合

(2) 国民健康保険の運営が改善したと認められる場合

(3) 国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情があると認められる場合

4 1号交付金の総額は、法第72条の2第2項に規定する額の7分の6に相当する額とする。

5 2号交付金の総額は、法第72条の2第2項に規定する額の7分の1に相当する額とする。

6 1号交付金の総額が、第2項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、2号交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、2号交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成17年度における第2条第4項及び第5項の規定の適用については、同条第4項中「7分の6」とあるのは「5分の4」と、同条第5項中「7分の1」とあるのは「5分の1」とする。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第100号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1の備考第1項第3号中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

蔵王坊平トレーニングセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第101号

蔵王坊平トレーニングセンター条例を廃止する条例

蔵王坊平トレーニングセンター条例（平成14年3月県条例第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 2 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表第3項を削る。